

教育訓練給付の電子申請が 誰でも「可能」になります！

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」は、**電子申請等が可能**となります。

これまで、教育訓練給付（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）の支給申請と受給資格確認については、「疾病または負傷等その他やむを得ない理由がある場合」に限り、電子申請、郵送または代理人による申請を認めていましたが、**このたび、この要件を廃止**しました。

教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

詳細は厚生労働省ウェブサイトからご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html



厚生労働省ウェブサイト
教育訓練給付制度

※ 電子申請は「e-Gov電子申請」から可能です。なお、電子申請での個人の電子署名は不要です。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請

※ 教育訓練支援給付金における受給資格確認と2か月に1回の失業の認定については、失業状態や専門実践教育訓練の受講状況の確認を窓口で行う必要があるため、電子申請、郵送または代理人による申請はできません。



専門実践教育訓練給付金 提出書類チェックリスト

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」については、**電子、郵送または代理人による申請**が可能になりました。



e-Gov電子申請サイト

※ 電子申請は「e-Gov電子申請」から可能です。電子申請での個人の電子署名は不要です。

※ 教育訓練支援給付金における受給資格確認と2か月に1回の失業の認定については、失業状態や専門実践教育訓練の受講状況の確認を窓口で行う必要があるため、電子申請、郵送または代理人による申請はできません。

給付手続きの流れ

訓練前キャリアコンサルティング

全国どこのハローワーク、キャリア形成・学び直し支援センターでも受けることができます。

受給資格確認

受講開始日の1か月前までに、お住まいを管轄するハローワークで行います。

講座の受講・修了

支給申請

各支給単位期間の末日の翌日から1か月以内に、お住まいを管轄するハローワークで行います。

受給資格確認時の提出書類

□教育訓練給付金受給資格確認票

添付書類（「写真2枚」を除き、電子申請の場合は、スキャナ読み込みや撮影により作成したデータ（PDF、JPEG形式）で可）

✓必ず提出する書類

□ **ジョブ・カード**（訓練前キャリアコンサルティングでの発行から1年以内のもの。写し）

□ **マイナンバーカード**（郵送または代理人申請の場合は両面の写し） ※1参照

✓該当する場合に提出する書類

□ **写真2枚**（6か月以内に撮影した正面、上三分身、縦3.0cm×横2.4cmの写真。電子申請の場合も写真2枚は郵送提出が必要） ※2参照

□ **専門実践教育訓練給付再受給時報告** ※3参照

□ **払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード**（郵送または代理人申請の場合は写し） ※4参照

□ **委任状** ※5参照

※1 マイナンバーカードがない場合は、以下の①と②の両方の書類が必要です。

①本人・住居所確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（いずれも写真付き）のいずれか1種類です。これがない場合は、国民健康保険被保険者証もしくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署から発行・発給された身分証明書もしくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。

②個人番号確認書類

通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです。

※2 支給申請の際にマイナンバーカードを提示しない場合に提出が必要です。

※3 過去に専門実践教育訓練給付金を受給したことがある場合に提出が必要です。ホームページから様式をダウンロードしてご記入ください（裏面参照）。

※4 雇用保険関係の手続きで「払渡希望金融機関指定届」を届けていない場合や、金融機関等に変更がある場合に提出が必要です。

※5 代理人申請の場合に限ります。

支給申請時の提出書類

教育訓練給付金支給申請書 ※1 参照

添付書類（「教育訓練給付金受給資格者証」を除き、電子申請の場合は、スキャナ読み込みや撮影により作成したデータ（PDF、JPEG形式）で可）

✓必ず提出する書類

教育訓練給付金受給資格者証（原本。電子申請の場合も郵送提出が必要）または教育訓練受給資格通知 ※2 参照

受講証明書または教育訓練修了証明書

領収書 ※3 参照

教育訓練経費等確認書 ※4 参照

✓該当する場合に提出する書類

マイナンバーカード ※5 参照

返還金明細書 ※6 参照

専門実践教育訓練給付最終受給時報告 ※4、7 参照

専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告 ※4、8 参照

資格取得等を証明する書類 ※8 参照

委任状 ※9 参照

- ※1 教育訓練の修了後、指定教育訓練実施者が配布します。記載に当たっては「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- ※2 受給資格確認の手続き後にハローワークから交付されます。
- ※3 クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書。
- ※4 下記ウェブサイトから様式をダウンロードしてご記入ください。
- ※5 受給資格確認の際に写真の提出を省略した方はマイナンバーカードの提示が必要です（電子申請、郵送または代理人による申請の場合は不要です）。
- ※6 領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に限り、指定教育訓練実施者が発行します。
- ※7 最後の支給単位期間について給付を受けようとする場合に必要です。
- ※8 専門実践教育訓練修了後、資格取得等を行った場合の追加給付を受けようとする場合に必要です。
- ※9 代理人申請の場合に限ります。

教育訓練給付制度についての詳細や各種様式のダウンロードはこちら

【ハローワークインターネットサービス】

ハローワークインターネットサービス（トップ） > 仕事をお探しの方へのサービスのご案内
> 雇用保険手続きのご案内 > 教育訓練給付

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

